

日本作業科学研究会メーリングリスト利用規程

(目的)

第 1 条：この規定は日本作業科学研究会メーリングリスト（以下、JSSO-ML）の利用に関して必要事項を定め、その適正な運用を確保することを目的とする。

(趣旨)

第 2 条：JSSO-ML は日本作業科学研究会会員の作業と健康に関する疑問を解決する支援と学問の発展を促すため、作業科学に関する話題や有用な情報などを相互交換するための場として設置する。

(管理)

第 3 条：JSSO-ML は日本行科学研究会理事会のもと、理事の広報担当および広報担当が任命する委員が統括管理する。ただし、ML に発信された記載内容については発信者個人の責任とし、理事会、理事の広報担当および広報担当が任命する委員は一切の責任を負わない。

(参加資格者の範囲)

第 4 条：JSSO-ML を利用できる資格者は、日本作業科学研究会会員に限る。

(入会、退会の方法)

第 5 条：入会希望者は日本作業科学研究会のホームページの入会案内に従い、入会手続きを行う。退会希望およびメールアドレスの変更があった場合も、同様の手順を行う。

(処分)

第 6 条：理事会、理事の広報担当および広報担当が任命する委員において著しく不適切と判断されたメールは、発信者に対して注意あるいは指導がなされる。その後も同一人物が繰り返し不適切と判断されたメールを発信した場合、そのメールアドレスは JSSO-ML から削除する。

(利用上の注意事項)

第7条：会員相互に迷惑をかけることなく、JSSO-ML を適切に利用するため、以下の項目を厳守すること

- (1) 商用目的の宣伝メールは禁止する。
- (2) 添付ファイルは最小限に留める。やむ得ない場合、1MB 以下にする。
- (3) 1つのメールに1つの主題に焦点を当て、適切なタイトルをつける。
- (4) メッセージは長文にならないようにし、段落を的確につける。
- (5) 引用、参考文献については引用元を明示し、著作権などを尊重する。
- (6) メッセージの最後の部分には名前と所属を入力する。
- (7) 各自のパソコンにウィルス対策ソフトを必ず入れる。
- (8) JSSO-ML は非公開スタイルであり、ML の内容を許可無く引用および、転送してはならない。希望する場合はメール発信者の承諾を得ること。
- (9) メッセージ作成にあたり、個人情報の保護等の倫理的配慮を遵守すること。

(その他)

第8条：この規定に定めることその他、ML の運営に関して必要な事項は、理事の広報担当および広報担当が任命する委員の協議を経て理事会が定める。

附則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
2. この規程は、平成 25 年 6 月 29 日から施行する。